

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	マッコーリーキャピタル証券会社 日本における代表者 渡邊 琢二
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町 1 - 3 東京ガーデンテラス紀尾井町
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年5月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	FIG株式会社
証券コード	4392
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マッコリー バンク リミテッド
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦 ニューサウスウェールズ州 2000 シドニー 1 エリザベス ストリート レベル1
事務上の連絡先及び担当者名	マッコリーキャピタル証券会社 コンプライアンス部 渋谷 園子
電話番号	03-3512-7774

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年9月8日
訂正箇所	訂正報告書提出事由： 報告義務発生日を2025年9月8日、提出日を2025年9月12日として提出した変更報告書No.1においては、提出事由を「株券等保有割合が1%以上減少したため」としておりました。 しかしながら、第一回無担保転換社債型新株予約権付社債の適正な転換価格が反映されていなかったことから、当該社債に係る潜在株数を再計算した結果、2025年9月8日時点においては株券等保有割合が1%以上減少していなかったことが判明いたしました。 したがって、同日を報告義務発生日とする報告義務は発生しておりませんでした。なお、システム上、当該報告書の取下げが困難であるため、本訂正報告書を提出するものであります。

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合1%以上減少のため

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

該当なし